

住民税課税層における特例減免措置について

住民税課税世帯の方や配偶者が住民税課税の方は、原則、介護保険負担限度額の認定要件に該当しませんが、下記の1～6の要件をすべて満たす場合には、その旨を申請することで、食費もしくは居住費又はその両方について特例減免措置を受けることができます。

◆対象者の要件

- 2人以上の世帯（世帯分離している配偶者がいる場合も含む。以下同じ）の方
- 介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院）または地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階（施設が設定する利用料）の食費・居住費を負担している方
※短期入所（ショートステイ）は対象となりません。
- 世帯の年間収入「公的年金等の収入金額＋その他の合計所得金額」から、施設の利用者負担（1～3割の利用者負担、食費及び居住費）の年間見込額を除いた額が令和8年8月から82万6500円以下になること
- 世帯の預貯金等の額が450万円以下であること
- 日常生活のために必要な資産（居住する家屋など）以外に利用し得る資産を所有していないこと
- すべての世帯員及び配偶者について介護保険料を滞納していないこと

◆特例減免措置の内容

食費もしくは居住費又はその両方について、対象者の要件に該当しなくなるまで、利用者負担第3段階②の負担軽減を受けられます。

		利用者負担段階 第3段階②	
食費	施設サービス	1, 420円	
	短期入所サービス	1, 360円	
居住費	多床室	特養等	530円
		老健・医療院	530円
		老健・医療院等	430円
	従来型個室	特養等	980円
		老健・医療院等	1, 470円
	ユニット型個室的多床室	1, 470円	
ユニット型個室	1, 470円		

裏面も御覧ください⇒

◆申請に必要な書類

- ①介護保険負担限度額認定申請書
- ②同意書
- ③特定入所者介護サービス費における課税層に対する特例減免措置に係る資産等申告書
- ④入所している又は入所する予定の施設における施設の利用料、食費及び居住費について記載されている契約書などの写し
- ⑤世帯員全員の所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写し
その他収入を証明する書類

※美里町で課税されている世帯員については必要ありません。

- ⑥世帯員全員の預貯金通帳の写し

※通帳の写しを提出する場合は、金融機関名、支店、口座番号、口座名義人（カナ）の記載された見開き1ページと、申請日直近に記載した残高がわかるページの両方が必要です。また、通帳が複数ある場合は、全て提出してください。

※施設職員等の本人及び家族以外の方が代行して提出する場合は、①から⑥までの提出書類のほかに委任状が必要です。

◆留意事項

適用期間は、申請月の1日から直近の7月31日又は施設から退所する日までとなっております。7月31日以降も継続して制度を利用するには更新の申請が必要となります。

また、特例減額措置の認定を受けた後に、世帯構成の変化等により特例減免措置の要件に該当しなくなった場合や施設を退所する場合には負担限度額認定証を返還していただく必要があります。

問合わせ先
美里町長寿支援課 介護保険係
電話 0229-32-2941（直通）